

第 4 回 北陸銀行若手研究者助成金 研究実績報告書

氏名	所属・職名		助成金額
永江 亘	人間社会研究域法学系 准教授		700,000 円
研究課題名	企業買収における第三者機関の意義と問題点		
研究の概要	<p>〔研究開始当初の背景, 研究の目的, 研究の方法等について記入〕</p> <p>本研究は、近時のホットイシューである企業買収について、非上場化という共通要因の下で理解し、これらに生じうる株主と取締役との間の利益相反関係を解消する装置として米国で利用が一般的となっている第三者機関の利用について検討するものである。本研究は、主として米国法を比較検討対象とし、わが国の取締役責任法理との違いを背景として、その意義を検討するという点で高い重要性と独創性を有するとともに、わが国においても一部実務が先行してる分野について検討するという点で、極めて高い新規性を有する研究であり、法改正によって生じた現代的問題点について検討する喫緊の課題といえる。</p>		
研究の成果	<p>米国においては、本研究の検討対象となる取引において、広く投資銀行から取得された意見書（フェアネス・オピニオン）が用いられている。これは、米国において 1985 年に下された Van Gorkom 判決において、企業買収における被買収会社の取締役が多額の賠償責任が課されたこと、及びその理由として当該会社の企業価値に関する検討が十分になされていないにも関わらず、当該取締役が会社の売却を決定したことが示されたことに起因する。これに対して、米国の学説では、意見書の意義について、肯定派と否定派の対立が見られたが現代的には、当該書面は価格決定過程の閉鎖性に着目して理解されることで一応の決着を見ているといえる。しかし、当該書面発行者には、公正性を定義する上での自由裁量が存在するとともに、受益者的な地位に立つ株主との関係で、利益相反問題が残ることが問題視されている。</p> <p>このような米国の慣習に従って、わが国でも近年では意見書の利用が一般化している。わが国の近時の下級審裁判例においては、取締役の株主に対する直接責任に言及するものもあり、その意味で準規範的な意見を提供する意見書の取得はわが国においても、意義を有するものと評価できる。但し、米国において指摘される問題について、わが国の裁判例では未だ十分な理解が進んでおらず、意見書発行者の独立性と、提供された意見書の妥当性について、裁判所の積極的な判断が望まれることを明らかにした。</p>		
研究成果発表状況	<p>〔雑誌論文, 学会発表, 図書, 新聞掲載, 研究に関連して作成した Web ページ等について記入〕</p> <p>研究報告（口頭）：第 76 回日本私法学会個別報告「少数派株主の締出し取引における外部機関の意見について—フェアネス・オピニオンの意義と問題点の検討を中心に」</p> <p>論文（単著）：永江亘「我が国におけるフェアネス・オピニオンの位置付けと法的問題（一）」金沢法学第 55 巻 1 号、31 頁～61 頁、2012 年 7 月。</p> <p>著書（共著）：近藤光男=志谷匡史編著『新・アメリカ商事判例研究 [第 2 巻]』商事法務、2012 年 8 月、永江亘 11・15・24 番判決担当</p>		
経費の執行状況	区 分	執行額（円）	備 考
	海外渡航費	700000	